平成２７年（フ）第１８号
北海道北見市山下町５丁目４番12号　たんぽぽハイツ１階２号、前住所北海道北見市山下町５丁目４番３号
債務者　岡村　麻代
1　決定年月日時　平成27年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川村　悠佑
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年６月23日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成27年６月９日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２７年（フ）第９４号
北九州市八幡西区萩原２丁目13番23号　207号
債務者　内徳　一哉
1　決定年月日時　平成27年４月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　荒木　　勉
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年６月17日午前10時
5　免責意見申述期間　平成27年６月10日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第１１４号
北九州市門司区吉志５丁目17番11号
債務者　安岐緑化こと　足立　寛彦
1　決定年月日時　平成27年４月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川上　武志
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年６月24日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成27年６月10日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第６２号
福岡県久留米市宮ノ陣４丁目２番36―301号、前住所福岡県久留米市安武町住吉1177番地７
債務者　福田　誠治（旧姓大黒）
1　決定年月日時　平成27年４月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小林　正幸
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年６月29日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成27年６月12日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２７年（フ）第８３号
群馬県前橋市三俣町３丁目16番地13
債務者　小山　昌人
1　決定年月日時　平成27年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　竹原　正貴
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年７月22日午後２時
5　免責意見申述期間　平成27年６月15日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第２９６号
山梨県南巨摩郡身延町下山5664―２　円崎方、住民票上の住所福島県伊達郡桑折町字桑島五６番地の１　アンソレイエメゾンＥ103
債務者　丸山　　秩
1　決定年月日時　平成27年４月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大島わかな
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年７月17日午後３時
5　免責意見申述期間　平成27年６月15日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第９８号
北九州市若松区高須西１丁目８番13号
債務者　松永　慶太
1　決定年月日時　平成27年４月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　油布　　剛
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年６月25日午前10時
5　免責意見申述期間　平成27年６月15日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２７年（フ）第１９号
秋田県横手市八幡字石町274番地　ヴィラージュサガＡ22
債務者　内藤　隆徳
1　決定年月日時　平成27年４月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月１日まで
秋田地方裁判所横手支部

平成２７年（フ）第９９号
函館市湯川町２丁目47番13号　リファイン21―101号
債務者　武田　恵美
1　決定年月日時　平成27年４月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月５日まで
函館地方裁判所

平成２７年（フ）第６１８号
大阪市旭区今市２丁目５番17号　セフィラ生光苑105、前住所大阪市都島区友渕町３丁目１番４―305号
債務者　藤原砂代子
1　決定年月日時　平成27年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第６２０号
大阪府豊中市立花町２丁目３番４―304号
債務者　山口　君子
1　決定年月日時　平成27年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第６７２号
大阪府高槻市栄町１丁目23番13―206号
債務者　寺田　　**博**
1　決定年月日時　平成27年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第６７３号
大阪市東淀川区下新庄２丁目14番17号　エクセルハイツ下北201号
債務者　山﨑　茂人
1　決定年月日時　平成27年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第７３８号
大阪府箕面市粟生新家１丁目11番33号
債務者　三船ニットこと　**船**奥恵美子
1　決定年月日時　平成27年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第７６１号
大阪府東大阪市昭和町10番９号第一ＯＫマンション101号、前住所大阪府東大阪市旭町６番17号
債務者　川畑美津**廣**
1　決定年月日時　平成27年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１０３５号
大阪市東住吉区鷹合１丁目７番20号　ふぁみーゆ東住吉鷹合403号、前住所奈良県宇陀市菟田野岩崎18番地の７
債務者　**中西**　昭二
1　決定年月日時　平成27年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部